

## 戸田市ゼロカーボン推進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、戸田市地球温暖化対策条例（平成21年条例第26号）第20条の規定に基づき、再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備を導入する者に対し、予算の範囲内で戸田市ゼロカーボン推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象設備及び補助金額)

第2条 補助の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）及び補助金額は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

### (補助対象者)

第3条 別表第1に定める補助対象設備の導入により補助金の交付を受けることができる者は、交付申請時において次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている個人

(2) 戸田市が課税する市税を滞納していない者

2 別表第2に定める補助対象設備の導入により補助金の交付を受けることができる者は、交付申請時において次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内で事業を営む法人又は個人

(2) 戸田市が課税する市税を滞納していない者

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、戸田市ゼロカーボン推進補助金交付申請書兼請求書（第1号様式又は第2号様式）に次の各号に掲げる補助対象設備に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、第6条第1項に定める申請期間内に市長へ提出しなければならない。

(1) 太陽光発電システム

ア 購入費に係る領収書等の写し（日付、申請者氏名、金額、品名及び発行者の記載があるもの）

イ 領収証明書（第3号様式。以下「領収証明書」という。）（領収書等

の写しにおいて購入費を判別できる場合は除く。)

- ウ 設置後の状態を示すカラー写真
- エ 太陽光発電システムの出力対比表
- オ 戸田市が発行する完納証明書（発行から3か月以内のもの）
- カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 宅配ボックス

- ア 前号イ、ウ及びオに掲げる書類
- イ 購入費に係る領収書等の写し（日付、申請者氏名、金額、品名、型番及び発行者の記載があるもの）
- ウ 取付工事注文書、配送注文書等の設置場所が分かる書類
- エ 規格、受取可能な荷物のサイズ等が分かるカタログ等
- オ 設置した建物の登記事項証明書（発行から3か月以内のもの。建物が集合住宅の場合のみ。）
- カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) エアコンディショナー（以下「エアコン」という。）又は電気冷蔵庫（以下「冷蔵庫」という。）

- ア 第1号ウ及びオ並びに前号イ及びウに掲げる書類
- イ 設置前の状態を示すカラー写真等の買換えであることが分かる書類
- ウ 規格、省エネルギー基準達成率等が分かるカタログ等
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(4) 電気自動車（以下「EV」という。）

- ア 第1号ア及びオに掲げる書類
- イ 自動車検査証記録事項の写し
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(5) 温室効果ガス排出量可視化システム（以下「GHG排出量可視化システム」という。）

- ア 導入費用又は使用料に係る領収書の写し
- イ GHG排出量可視化システムの契約書又は契約内容が分かる書類の写し
- ウ GHGプロトコルに適合し、スコープ1及びスコープ2による算定が行われることが分かるカタログ等
- エ 履歴事項全部証明書等、市内に事業所を有することを証明する書類

(発行から3か月以内のもの)

オ 第1号オに掲げる書類

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(6) 公共用電気自動車充電器(以下「公共用EV充電器」という。)

ア 設置費に係る領収書の写し

イ 設置後の状態を示すカラー写真

ウ 規格等が分かるカタログ等

エ 設置場所の見取図

オ 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金(以下「充電設備補助金」という。)の交付決定通知書の写し

カ 土地の利用に関する許諾書等(設置する土地が借地の場合のみ。)

キ 工事が完了したことを証する書類

ク 第1号オに掲げる書類

ケ アからクまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者の同意を得て公簿等により確認できるときは、完納証明書の提出を省略させることができる。

3 市長は、必要に応じて、申請者に公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、本人確認を行うことができる。

(補助の制限)

第5条 補助金の申請は、1世帯又は1法人につき、1年度に1回を限度とする。

(申請期間)

第6条 補助金の申請期間は、毎年4月1日から翌年の2月28日まで(以下「申請期間」という。)とする。ただし、申請期間の開始日又は終了日が、土曜日、日曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)に当たるときは、翌営業日を当該日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は受け付けた申請書による申請額の合計が予算額に達した時点をもって、受付を終了する。この場合において、受付を終了した時点における申請者に対する補助金の交付については、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、第4条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、戸田市ゼロカーボン推進補助金（交付・不交付）決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査のため必要があると認めるときは、市職員に当該申請に係る補助対象設備の設置場所等に立ち入らせ、又は当該補助対象設備を検査させることができる。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があるときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その者に対し期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることができる。

(処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付の対象となった補助対象設備を、この補助金の交付の目的に反して使用し、交換し、貸与し、廃棄し、売却し、譲渡し、移設し、又は担保等に供してはならない。

(交付決定者への協力依頼)

第10条 市長は、交付決定者に対し、利用状況等の調査に協力を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(戸田市環境配慮型システム等設置費補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

(1) 戸田市環境配慮型システム等設置費補助金交付要綱（平成20年3月11日市長決裁）

(2) 戸田市電気自動車等導入費補助金交付要綱（平成23年3月23日市長決裁）

(3) 戸田市省エネ家電製品買換費補助金交付要綱（令和6年3月28日市

長決裁)

(4) 戸田市中小企業カーボンニュートラル促進事業費補助金交付要綱 (令和6年3月28日市長決裁)

(5) 戸田市再エネ100%電力導入サポート協力金交付要綱 (令和6年3月27日市長決裁)

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、既に前項の規定による廃止前の戸田市環境配慮型システム等設置費補助金交付要綱及び戸田市電気自動車等導入費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた者の補助金の返還については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

補助対象設備	要件	補助金額
太陽光発電システム	以下の要件を全て満たすこと。 (1) 領収書又は領収証明書の領収日が、申請期間内の日付であること。 (2) 自らが所有し、かつ、居住する住宅に太陽光発電システムを設置し、又は同システムが設置された新築住宅を購入し、引渡しを受けていること。(増設及び再設置は対象外) (3) ポータブルソーラーパネル等、持ち運びが可能な機器ではないこと。 (4) PPA (電力販売契約) 及びリースではないこと。 (5) 一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれと同等以上の性能及び品質が確認されているものであること。 (6) 定格出力の合計が1kW以上であること。	1件当たり 50,000円 (補助上限1件)

	<p>(7) 中古品ではないこと。</p> <p>(8) 転売を目的としていないこと。</p>	
宅配ボックス	<p>(1) 領収書又は領収証明書の領収日が、申請期間内の日付であること。</p> <p>(2) 自らが居住する住宅に設置していること。</p> <p>(3) 鍵、ダイヤル錠等による盗難防止機能を有していること。</p> <p>(4) 業者の設置工事により埋込み、アンカー等で移設できないように固定されていること。(ワイヤー固定等は対象外)</p> <p>(5) 荷物の受け取りを目的として販売された製品であること。(リース、レンタル品及び自作品等は対象外)</p> <p>(6) 縦、横及び高さの3辺の長さの合計が、100センチメートル以上ある荷物を収納できるもの。</p> <p>(7) 付属品購入費、値引き額、消費税額及び地方消費税額等を除いた機器の購入費及び工事費が、補助金額以上であること。</p> <p>(8) 中古品ではないこと。</p> <p>(9) 転売を目的としていないこと。</p>	<p>1件当たり</p> <p>20,000円</p> <p>(補助上限1件)</p>
エアコン又は冷蔵庫	<p>以下の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 領収書の領収日が、申請期間内の日付であること。</p> <p>(2) 自らが居住する住宅に設置していること。</p> <p>(3) 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率(エアコンは</p>	<p>1件当たり</p> <p>20,000円</p> <p>(補助上限エアコン2件、冷蔵庫1件)</p>

	<p>目標年度2027年度、冷蔵庫は目標年度2021年度)が100%以上であること。</p> <p>(4) ポイント・クーポン利用額、値引き額、消費税額及び地方消費税額等を除いた機器の購入費が、補助金額以上であること。</p> <p>(5) 市内の店舗で購入した製品であること。</p> <p>(6) 既存の製品から同品目の製品に買い換えたものであること。</p> <p>(7) 中古品ではないこと。</p> <p>(8) 転売を目的としていないこと。</p>	
E V	<p>以下の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 自動車検査証記録事項における登録年月日が、申請期間内の日付であること。</p> <p>(2) 搭載された電池によって駆動する電動機を原動機とする内燃機関を併用しない4輪以上の自動車であること。(プラグインハイブリッド車は対象外)</p> <p>(3) 自動車検査証記録事項における自家用・事業用の別が「自家用」であること。</p> <p>(4) 自動車検査証記録事項における自動車の種別が「普通」、「小型」又は「軽自動車」であること。</p> <p>(5) 自動車検査証記録事項における使用の本拠の位置及び使用者の住所が市内にあること。</p>	<p>1件当たり</p> <p>50,000円</p> <p>(補助上限1件)</p>

	<p>(6) サブスクリプション、リース等ではないこと。</p> <p>(7) 国産車（日本自動車工業会会員メーカー）であること。</p> <p>(8) 中古品ではないこと。</p> <p>(9) 転売を目的としていないこと。</p>
--	---

別表第2（第2条関係）

補助対象設備	要件	補助金額
宅配ボックス	<p>(1) 領収書又は領収証明書の領収日が、申請期間内の日付であること。</p> <p>(2) 申請者が所有する市内の集合住宅において、当該集合住宅の居住者が利用することを目的に設置していること。</p> <p>(3) 鍵、ダイヤル錠等による盗難防止機能を有していること。</p> <p>(4) 業者の設置工事により埋込み、アンカー等で移設できないように固定されていること。（ワイヤー固定等は対象外）</p> <p>(5) 荷物の受け取りを目的として販売された製品であること。（リース、レンタル品及び自作品等は対象外）</p> <p>(6) 縦、横及び高さの3辺の長さの合計が100センチメートル以上ある荷物を収納できるボックスが1件以上あるもの。</p> <p>(7) 付属品購入費、値引き額、消費税額及び地方消費税額等を除いた機器の購入費及び工事費が、補助金額以上であること。</p>	<p>1件当たり 20,000円</p> <p>（補助件数は、宅配ボックスの扉数3件を下限とし、5件を上限とする。）</p>



	(8) 中古品ではないこと。 (9) 転売を目的としていないこと。	
G H G 排出量 可視化システム	以下の要件を全て満たすこと。 (1) G H G 排出量可視化システムの引渡し日が、令和6年4月1日以降であること。 (2) 市内の事業所において設置及び利用するシステムであること。 (3) G H G プロトコルに適合し、スコープ1及びスコープ2による算定が行われるシステムであること。 (4) 中古品ではないこと。 (5) 転売を目的としていないこと。 (6) 過去に同一の設備に対し市から補助金が交付されていないこと。	1件当たり システムの導入費用 (パソコンなどの機器導入費は除く)及び 使用料の合計額から 消費税額を控除し 得た額(1,000円 未満切捨て)。ただし、 120,000円 を上限とする。 (補助上限1件)
公共用 E V 充電器	以下の要件を全て満たすこと。 (1) 申請期間内に、市内に急速充電器又は普通充電器を購入して設置し、工事を完了していること。 (2) 一般社団法人次世代自動車振興センターの実施する充電設備補助金の交付決定を受けた充電器の設置であること。 (3) 充電器の利用者を限定しないこと。 (4) リース等ではないこと。 (5) 中古品ではないこと。 (6) 転売を目的としていないこと。	1件当たり 100,000円 (補助上限3件)